Report 01

三重県における産業廃棄物不適正

はじめに

三重県では、県の総合計画（県民しあわせプラン：平成16年4月策定）を進行管理する中期実施計画（戦略計画）の「重点プログラム」として、第1期（H16～H18）において「不法投棄のない安全な循環型社会実現プログラム」、第2期（H19～H22）において「不法投棄等の是正・防止対策の推進」を掲げ、不法投棄等の是正推進に取り組んできました。

第1期の平成16年度から18年度の3カ年では、生活環境保全上の支障等が懸念されていた県内11カ所の事案について「安全性確認調査」を実施し、生活環境保全上の支障等がある事案については原因者に措置を命じるなどの対応を行い、現在、引き続き第2期の実施計画のもと、4事案に対して行政代執行[注1]による環境修復を実施しています。

本稿では、平成20年度に行政代執行に着手した三重県鈴鹿市の事案を中心に、本県における不適正処理事案への対応について説明します。

安全性確認調査について

平成16年当時、三重県では不適正処理事案に対して2件の行政代執行を実施して生活環境保全上の支障等の除去を行っていましたが、県内には、原因者による是正措置が講じられず、土壌や地下水の汚染など、生活環境保全上の支障が懸念される事案が残存しており、これら11事案について、県民の不安を払拭するため、平成16年度から18年度までの3年間で、ボーリング調査等の「安全性確認調査」を実施しました。

調査結果の評価にあたっては、専門的な知見が求められる2件の事案について、廃棄物等の分野に専門的な知見を有する学識経験者6名による「安全性確認調査専門会議」を設置して、調査結果の検討等を行っていただくとともに、鈴鹿市事案を含む他の事案についても、学識経験者に調査結果について評価をいただき、今後の対応方針を定めました。

その結果、4事案について、生活環境保全上の支障等があるとして、原因者に対して措置命令を発出し、うち3事案については、原因者による履行の見込みがないと判断して行政代執行による環境修復事業に着手しました。

また、周辺の生活環境に差し迫った支障はないと判断された他の7事案についても、定期的に水質の動向等を把握し、水質の悪化がないと判断された事案については、モニタリングを終了しています。

なお、上記7事案の中で、景観の向上等の目的に市町が廃棄物の撤去・緑化等の事業を行うこととした場合に補助を行う制度を設け、これまで2事案に対して2市が事業を実施しています。

鈴鹿市事案について

1. 措置命令発出に至る経緯

鈴鹿市事案は、鈴鹿市に所在する家屋解体業者A（以下、「原因者」という）が産業廃棄物中間処理業の許可を取得して、木くずやがれき類など、大量の建設廃棄物

表1 行政代執行･鈴鹿市事案の事業場概要

(1)所　在　地	三重県鈴鹿市
(2)廃棄物量等	面積:7,110㎡ 容量:51,322㎥ 最大高さ:約15m
(3)主な廃棄物	木くず、がれき類、廃プラスチック等

注1 ここでは廃棄物処理法（法第19条の8）に基づく行政代執行。同法第19条の5の措置命令に従わない場合等、都道府県知事は自らその措置の全部又は一部を講ずることができる。

処理事案に係る環境修復の取組

三重県環境森林部廃棄物対策室廃棄物適正処理担当 副参事兼副室長 和田一人 WADA Kazuto

を自社敷地内に保管した事案（表1）で、平成11年4月の廃棄物処理法の改正による保管基準の強化を受けて、原因者に対して同年5月に保管基準の遵守等の改善命令を発出したものです。

その後、原因者からは、数回の履行延長願いが提出され、これを承認するも改善がみられず、平成18年2月には、もはや保管ではなく処分に該当すると判断して、改善命令の履行指導文書の発出に際してこのことを知らしめました。

このような経過の中、平成18年8月から9月にかけて同不適正処分場所から3度にわたって小規模な火災が発生したことから、「三重県生活環境の保全に関する条例」の規定に基づいて専門的知識を有する学識経験者からの意見聴取を行い、また、鈴鹿市消防本部等の関係機関との対策の検討等を経て、原因者に対して同年10月6日に火災の防止を図るために散水を実施すること等を求める措置命令を発出、続く12月8日には、火災発生のおそれを根本的に解消するために平成20年10月7日を期限として可燃物の撤去等を求める措置命令を発出しました。

なお、命令発出時点で確知できていないその他の原因者に対しては、当該措置命令の内容を履行するよう求める公告を行っています。

一方、本事案については、平成18年度から安全性確認調査において、測量調査、地質調査、土壌・水質調査を実施しており、その結果、積み上げられた廃棄物中の可燃物が燻焼状態にあり、悪臭の原因となっていることや、火災発生時にはばいじんの飛散等が懸念される状況であると評価されています。

2. 行政代執行の実施

原因者は、措置命令内容である可燃物の撤去を一部進めましたが、平成20年9月以降は搬出が行われず、搬出量も全体の4.4%に過ぎなかったことや、原因者への聞き取りの結果等から、期限までに命令の履行がなされる見込みはない状況でした。さらに、安全性確認調査の評価に示されているとおり、残置された廃棄物の内部で燻焼状態が継続して悪臭が発生している状況で、再出火のおそれなど、環境保全上の支障等の状況を勘案すれば、速やかに措置を講じる必要がありました。

そのため県は、原因者に代わって行政代執行により措置を講じることとし、是正のための対策工法案として、**❶注入消火、❷覆土消火、❸掘削消火**の3つのケースについて、それぞれ複数案を検討して、技術的にも対策が可能で、経済的にも合理的な覆土消火による対策を講じることとしました。（図2）

当該事案は、平成11年度の法改正により違反が明確となった事案であることから、「産業廃棄物不法投棄等原状回復事業」の対象として、当該支援事業を所管する財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（以下「財団」と

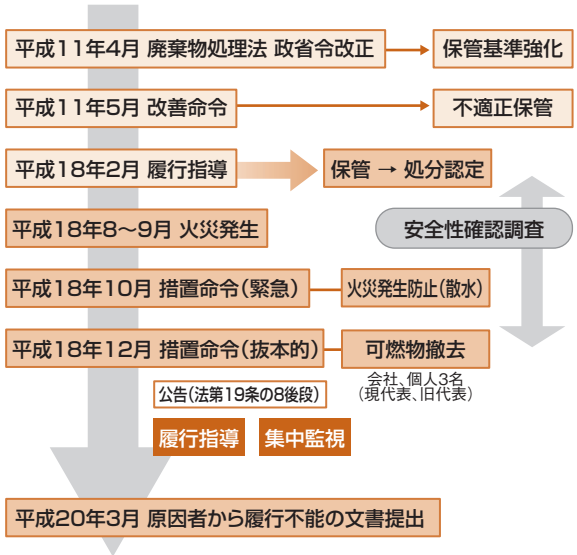


図1 行政代執行までの経緯

いう）と対策工法や支援の範囲等について継続的に協議を進め、平成20年2月に「産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業事前審査書」を財団に提出し、支援を受けることとなりました。

一方、平成18年11月から19年2月の間、財団の不法投棄等事案対応調査支援事業による支援チームの派遣を受けて、原因者の資産調査や排出事業者の責任追及に係る助言を受け対応のための課題整理を行いました。

不適正処理現場の対策工事は平成20年7月17日に着手し、平成21年度末に完了しました（写真1）。工事完了後は、温度計測設備で温度変化と地下の一酸化炭素濃度のモニタリングを継続しており、緩やかに地温が低下している状況が認められています。今後、燻焼状態が解消されたと判断できるまで測定を継続していくこととしています。

3. 排出者責任

不適正処理された廃棄物の大部分は自社解体廃棄物でしたが、原因者からの聞き取りや各種証拠書類の調査により20社の排出者を特定し、うち、原因者に対する改善命令発出後に処理を委託していた5社は、平成19年10月から平成20年12月にかけて、合計2,300㎥の廃棄物を自主的に撤去しています。

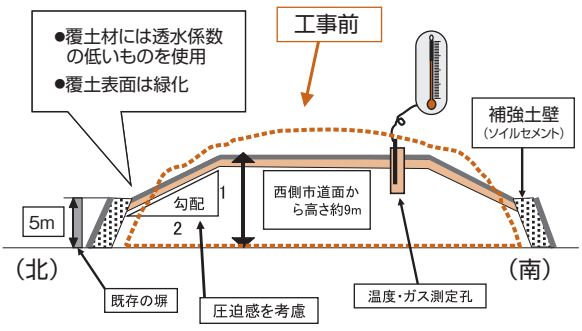


図2 覆土消火工事の概要

今後の三重県の取組

本稿で説明しました鈴鹿市事案は、事案なりの対応上の困難がある中で、不適正処理に伴う生活環境への支障の程度を明確に判断し、そのうえで具体的な対策工法を決定して、行政代執行による環境修復に取り組みました。

また、現時点で是正が完了していない措置命令案件についても、今後の環境修復に向けて、原因者に対する厳格な履行指導の実施をしていきますが、行政代執行による是正を行っていく場合には、対策工法に関する地元理解の促進、技術的にも経済的にも合理的な工法の決定など、それぞれの段階を着実に踏んで対策を進めていくことが求められており、引き続き、不適正処理事案の解消に向けて取り組んでまいります。

さらに、このような事案を二度と生じさせないための、不適正処理の防止についても、廃棄物処理法の累次の改正が行われる中、平成20年10月に「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」を制定するなどの制度的な補強も進め、監視指導の強化等にも取り組んでおります。



写真1 覆土消火工事施工完了後の状況

この記事に関する問合わせ先
三重県環境森林部廃棄物対策室
TEL 059-224-2483 FAX 059-222-8136 e-mail haikik@pref.mie.jp